

円滑に会社を引継ぐために 事業承継における税務知識

遺言の種類と活用へ



アクタス税理士法人
高久田 祐

これまで株式の評価、株式の早期移転、種類株式の活用による事業承継について説明してきました。事業承継のために様々な策を講じたとしても、相続が発生したことで「争続」となってしまっては意味がありません。「争続」にならないように遺言を残しておくことは重要です。そこで、最終回は遺言の種類と活用方法について紹介いたします。

1 遺言書とは

相続が発生すると、相続財産は相続人の共有となるため、相続人間の話し合いにより遺産の分配方法を話し合う遺産分割協議に委ねられます。相続に関する争いが多く発生す

るのがこの遺産分割協議です。そのトラブルを回避するため、被相続人が財産の処分方法に関して、相続人に対する意思表示を行うのが遺言書です。遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の三つの方式があり、その特徴は図のとおりです。(P3・上段)

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 遺言者が全文を自筆する 作成日付を付す 遺言者が署名・捺印 	<ul style="list-style-type: none"> 遺言者が口述し、公証人が筆記する 遺言者、公証人、証人全員が署名・捺印 	<ul style="list-style-type: none"> 遺言者が遺言を作成し、公証人及び証人の前で自己の遺言であることを申述する 遺言者、公証人、証人全員が署名・捺印
証人	不要	2人以上	2人以上
家裁の検認	必要	不要	必要
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 作成が簡単 遺言の存在が知られない 費用がかからない 	<ul style="list-style-type: none"> 公証役場が保管するため紛失や偽造の心配がない 法律的な不備がなく確実 検認が不要 	<ul style="list-style-type: none"> 遺言の内容が知られない 遺言の存在は明らか 署名以外は自筆である必要はない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 紛失や偽造の可能性がある 法律的な不備がありうる 検認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 証人2人の立会を要する 作成に費用かかる 内容を秘密にできない 	<ul style="list-style-type: none"> 紛失の可能性がある 法律的な不備がありうる 作成に費用かかる 検認が必要

内容であれば、相続人の間で精神的なしこりやトラブルが生じ、執行に非協力的な態度をとる相続人が現れかねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

実際に防ぐことができます。しかし、実際には税負担の問題などから生前に株式を全て移転できないケースも多々あり、その場合には遺言は有効な手段と言えます。

つまり遺言により、株式や会社が使用している不動産などの事業に連する財産は承継者へ、それ以外のが鉄則です。生前に全ての株式を贈与や譲渡によって移転できれば、相続後、遺産分割協議によって株式

が承継者以外の手に渡ることを未然に防ぐことが可能になります。しかし、実際には税負担の問題などから生前に株式を全て移転できないケースも多々あります。

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

2 株式承継における遺言の活用

株式は事業の承継者に集中させるのが鉄則です。生前に全ての株式を贈与や譲渡によって移転できれば、相続後、遺産分割協議によって株式

ら遺留分の減殺請求がなされ、結果的に株式や事業用の財産が承継者以外に分散してしまう可能性があります。遺言を書く際には、承継者以外の相続人の遺留分に十分注意する必要がありますのはもちろんのこと、そのための財産をきちんと確保しておくことが肝要です。

※ 遺留分とは

兄弟姉妹以外の法定相続人に対し、相続財産のうち一定割合を残すことを保障するものです。原則として、自らの財産は贈与や遺言によって自由に処分することができますが、相続人にはこの制度により最低限の財産を承継する権利が保障されています。

遺留分の割合は、相続人が直系尊属のみの場合は3分の1、それ以外の場合は2分の1であり、これらに法定相続分を乗じた額が各相続人の遺留分の額となります。

ACTUS
CONSULTING MIND

コンサルティングで未来をつくる

アクタス税理士法人

人間力あるコンサルティングサービスを皆様にご提供いたします。

本部/東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F
立川事務所/東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル5F
TEL/042-548-8001 FAX/042-548-8002
ホームページ: <http://www.actus.co.jp/>

各種セミナーを定期的に開催しています。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/4 × 遺留分割合1/2 → 1/8

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです。

各子供の遺留分 → 法定相続分
1/2 × 遺留分割合1/2 → 1/4

内容の遺言書の場合、他の相続人かねないため、遺言を円滑に執行するため、遺言執行者を指定しておくことが望ましいです